

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画(案)に関するその他の修正

資料2

No	修正箇所		修正の内容	修正点等
	頁			
1	1	計画策定の背景と趣旨	「子ども・子育て支援法」が 目指す のは、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することが出来る社会の実現に寄与すること」 であり を 目的と しています。その目的を達成するためにも、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、 子どもの視点に立ち 、子どもの生存と発達が保障されるよう、 子どもの視点に立ちつつ、本計画に規定する子ども・子育て支援事業は、良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。 子ども・子育て支援事業を良質かつ適切な事業内容、水準で本計画に規定する必要があります。	より分かりやすい文章に修正
2	3及び7	老年人口	老年人口 高齢者人口	より適切な表現に修正
3	14	育児休業制度の取得希望と取得可能期間の状況	【育児休業制度の取得希望と取得可能期間の状況】 取得を希望する…(略)……。その理由として 挙げられているのは 、経済的な理由での早期復職を希望することや、人事異動や…(略)… 挙げられています。	削除
4	23～33	調査結果報告書	グラフにおけるN値	削除
5	46	基本目標	1行目 基本目標 基本理念 の具現化に向けて実施する様々な施策を束ねる大綱として、…	誤植
6	61	施策の方向性	①多様な生活環境にある子どもに対するきめ細かな支援 2つ目◇ ◇亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を中心に、医療機関や園、学校など関係機関との情報共有を図るとともに、 要支援家庭や要保護家庭 要支援・要保護児童のいる家庭 への早期からの適切なアプローチに取り組めます。	表記の統一

7	95	(再掲)全中学校区計	<p>必要利用数の見込み①</p> <p>令和7年度 4年生 116 117、6年生 54 53</p> <p>令和8年度 743 745、1年生 190 191、5年生 81 82</p> <p>令和9年度 707 708、1年生 184 183、4年生 105-106、5年生 81 82</p> <p>令和10年度 693 690、1年生 192 191、4年生 111 110</p> <p>令和11年度 641 639、4年生 96 95</p>	誤植
8	86	③親子関係形成支援事業	<p>【対象者】親子の関係性や児童との関わり方等に不安を抱えている児童及びその保護者-保護者及びその児童</p>	表現の統一
9	78	第6章 3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容	<p>(市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項を追記)</p> <p>(3)3号認定 (再掲)0～2歳児計</p> <p>【必要利用数の見込みと確保の内容】</p> <p>【提供体制の確保の内容と実施時期】</p> <p>現状の各施設の利用定員により、…(略)……支援を行います。</p> <p>◇幼児教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。</p>	<p>三重県との事務的協議において、子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めるよう求められたため。</p>